

意見募集案件	「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料徴収条例」の制定について
担当課	建設部建築課 電話 011-372-3311 内 653

意見募集期間	平成 28 年 7 月 1 日(金)から平成 28 年 8 月 1 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(建設部建築課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	建設部建築課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: ken@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 8 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 建築物の建築に際し、総合的な環境配慮の取組を進め、建築物の環境に与える負荷の軽減を図ることを目的に制定された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。この法律により、性能向上計画や基準適合表示の認定申請が可能となったことから、認定に係る申請手数料を徴収するため、手数料徴収条例を制定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 住宅や非住宅の認定事務において、性能向上計画認定や基準適合表示認定の認定申請手数料を設けるものです。 (3) その案の根拠となる法令等 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号) 地方自治法第 227 条 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 認定の種類により、容積率の特例を受けれたり、省エネ基準に適合することを示した表示認定マークを自ら掲げることができます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道、札幌市、千歳市などで実施されています。

対象となる政策等の原案	別紙「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料徴収条例」の制定についてのとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 28 年第 3 回定例議会に提案予定 平成 28 年 11 月 1 日施行予定